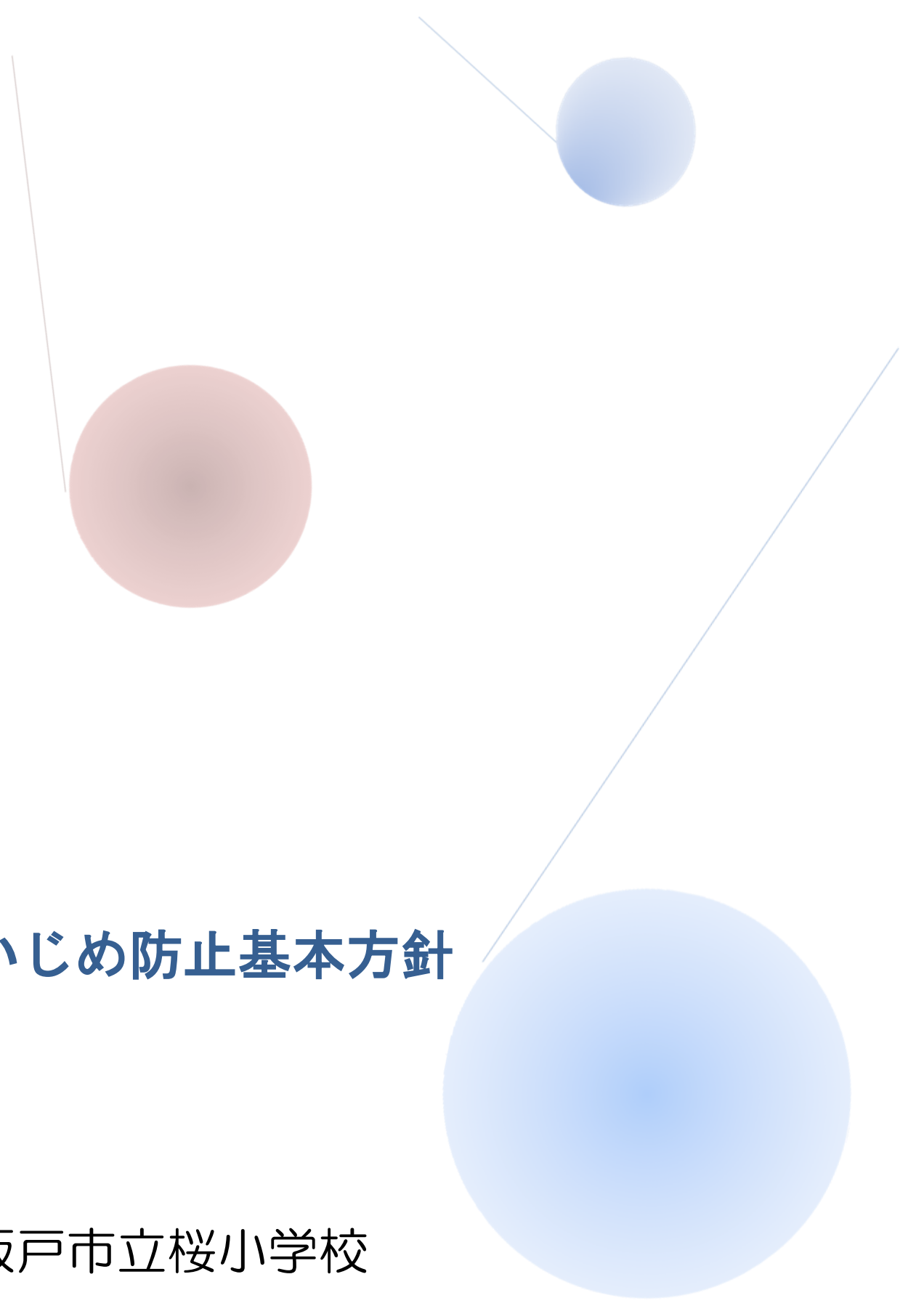




いじめ防止基本方針

坂戸市立桜小学校

I 桜小学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって

- 1 桜小学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

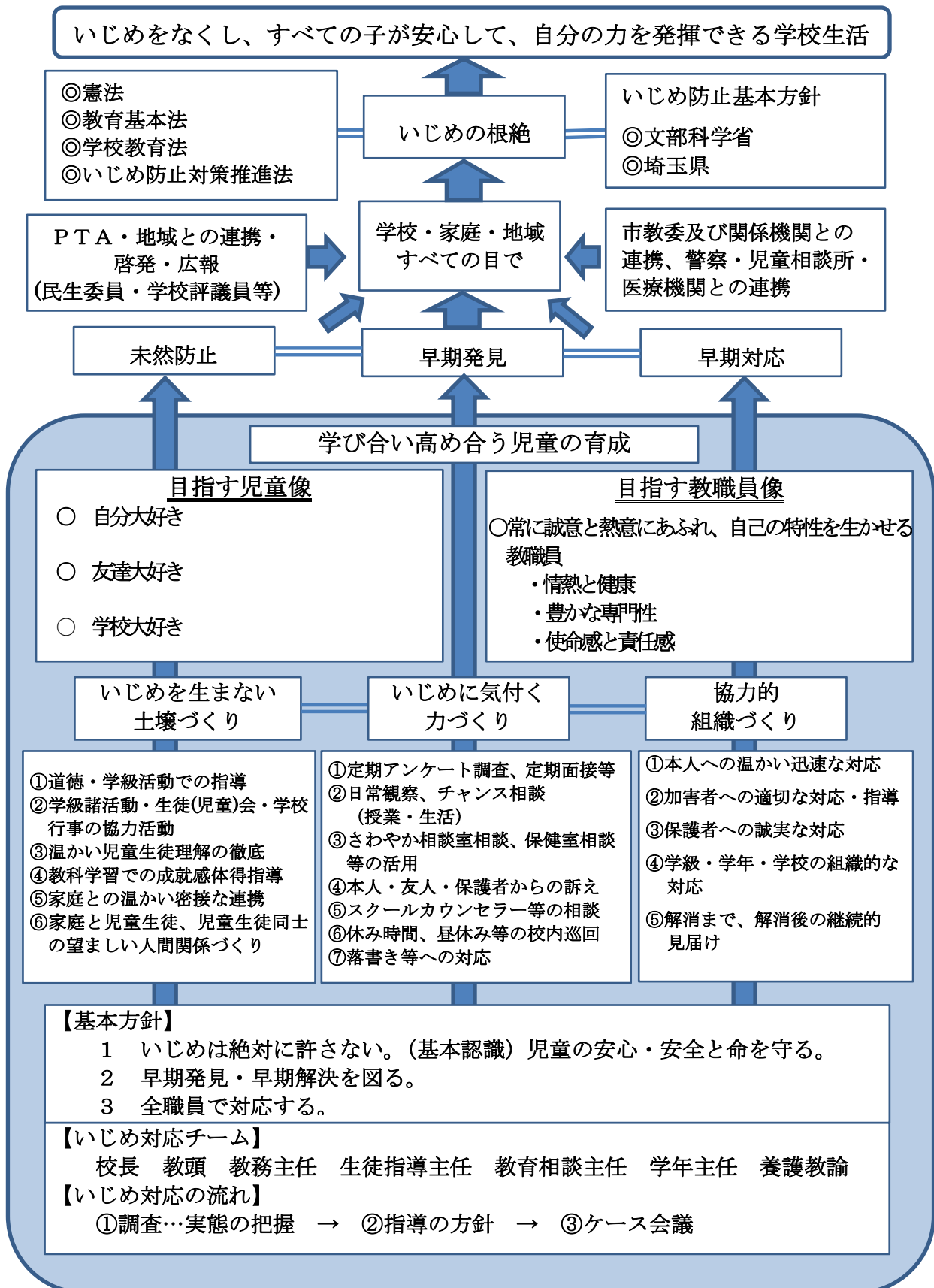


- 2 桜小学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全教職員が「**いじめは、どの子にも起こりうる。**
絶対に許さない。」という基本認識に立ち、全校児童が「安心して安全に勉強や学校行事に取り組むなど、明るい学校生活を送ることができる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。



Ⅱ 桜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの未然防止・早期発見・早期対応（全体構想）



Ⅲ 年間指導計画

月	指 導 内 容
4 月	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・「学校生活のきまり」の配布、共通理解・共通行動の徹底
5 月	・生徒指導全体会（児童の様子についての報告） ・人権教育週間の取組 ・いじめについてのアンケート実施（月末）
6 月	・授業改善に関わる研究授業 ・アンケート後の指導の経過報告
7 月	・学校評議員会において基本方針の説明 ・いじめについてのアンケート実施（月末）・指導の経過報告
8 月	・いじめ防止に向けた校内研修会（生徒指導部）…1学期の取組（アンケート結果）の反省及び今後の指導の方向性について ・「いじめ防止基本方針」策定 ・地域連絡協議会（民生・児童委員）の情報交換
9 月	1 学期分アンケート結果の集計・指導経過のまとめ
10 月	・児童教育相談週間の取組 ・いじめについてのアンケート実施（月末） ・LINE 安心安全教室（5・6 年対象）
11 月	・全学級で、道徳の授業を保護者に公開し、「彩の国の道徳」を活用した授業の実施 ・携帯電話アンケート（パソコン利用含む）・結果の集計 ・親子・個人面談週間の取組 ・アンケート後の指導の経過報告
12 月	・埼玉県人権感覚育成プログラムを使用し、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」のとれる児童の育成を図る。 ・いじめについてのアンケート実施（月末）・指導の経過報告
1 月	2 学期アンケート結果の集計・指導経過のまとめ
2 月	・いじめについてのアンケート実施（月末） ・「いじめ防止基本方針」の年間評価
3 月	・アンケート後の指導の経過報告 ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（教育相談部会） ・学校評議員会において基本方針の協議・学校評価 ・地域連絡協議会（民生・児童委員）のまとめ

